基本事件：令和５年（家）第●●●●号　●●審判事件

申立人（基本事件相手方・申立人）　九段下　太郎

収入

印紙

５００円

相手方（基本事件申立人・相手方）　九段下　花子

**秘匿決定取消申立書**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和５年●月●日

横浜家庭裁判所　御中

　　　　　　　　　　　　申立人（基本事件相手方・申立人）　九段下　太　郎　

　　上記当事者間の頭書事件につき、申立人は、家事事件手続法３８条の２及び民訴法１３３条の４第１項に基づき、秘匿決定の取消しの申立てをする。

申立ての趣旨

　　横浜家庭裁判所令和５年（家ロ）第●●●●号秘匿決定の申立事件（基本事件：令和５年（家）第●●●●号●●審判事件）について、令和５年●月●日にした秘匿決定は、これを取り消すとの決定を求める。

申立ての理由

　　横浜家庭裁判所は、申立ての趣旨記載の秘匿決定をした。

　　しかし、【具体的な理由を記載】申立人に実際の住所を知られたところで、社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあるとはいえない。

　　よって、申立人は、家事事件手続法３８条の２及び民訴法１３３条の４第１項に基づき、申立ての趣旨記載のとおり、秘匿決定の取消しの決定をされたく、本申立てをする。

疎明資料

　　１　保護命令申立却下決定謄本　　　１通

　　２　判決書（刑事）謄本　　　　　　１通

３　陳述書（基本事件相手方本人）　１通

　　４　陳述書（知人）　　　　　　　　１通